

地域計画

策定年月日	令6年12月24日
更新年月日	()
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	会津美里町 07447
地域名 (地域内農業集落名)	富岡地区 (富岡)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	44.3 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	44.3 ha
② 田の面積	22.2 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	22.1 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	6.9 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	0 ha
(参考) 区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha
(備考)⑤引き受け意向がある農業者はいるが、農地を特定できていないため。	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

・当地区は昭和40年後半から50年前半に区画整備事業が行われ、平坦地に位置することから水稻を中心にリンゴ、キュウリ、そばなどが作付けされている。また、区画整備事業により畑を集約しリンゴ団地が形成されたことから、果樹の作付けが多い集落である。

・耕作者は40～90代と年齢幅が広く兼業農家が多い。集落内の50～60代の耕作者で構成する富岡水稻生産集団は、水稻18ha、そば2.6haを作付けしているが、農地が分散しているため作業効率が悪く集約化が課題となっている。

・今後2～3年の間に、高齢農家の農地が遊休農地になることが考えられるため、耕作者の確保や周辺農地の営農に支障が生じないような対応が急務となる。

・有害鳥獣による農作物被害が拡大しているため集落内の農地に電気柵を設置しているが草刈や見回りなど維持管理に係る負担が増えている。

・区画整備後に定植されたリンゴが老木となり収量が低下し、近年の価格下落や凍霜害により生産意欲が低迷し、維持管理されていない樹園地が増えてきている。

・基盤整備事業から50年以上が経過していることから、農業用施設(道・水路)の老朽化により計画的な補修が必要になっている。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

・地域内の農地は、地区内の耕作者または水稻生産集団に集積し、農地中間管理事業により集約化を進めることで作業の効率化を図る。

・将来にわたり持続可能な農業を実現するために、水稻生産集団を法人化し、新たな担い手の確保・育成を図る。

・高収益作物の導入を推進し、地域全体の所得向上を目指す。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
・町農業委員会と連携を密にし、農地中間管理機構を通じて集落内外の認定農業者や経営拡大を希望する農業者へ農地の集積・集約を図る。			
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	40.9	%	将来の目標とする集積率
			60.0 %
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標			
・担い手への農地の集積と併せ、集約化を進めることで、団地面積の拡大を図る。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組	
・町農業委員会と連携し、農地中間管理機構を通じて経営拡大を希望する農業者へ農地の集積・集約化を図る。	
(2)農地中間管理機構の活用方法	
・地域の農地の貸し借りは原則として農地中間管理機構を活用することとし、担い手の経営意向を踏まえながら効率的な営農につながる農地の集約化を目指す。	
(3)基盤整備事業への取組	
・基盤整備事業から50年以上が経過していることから、老朽化した箇所は集落や耕作者の要望を踏まえて、多面的機能支払交付金を活用し農道・水路の簡易整備に取り組んでいく。	
(4)多様な経営体の確保・育成の取組	
・水稻生産集団を母体に法人化し、新たな担い手を確保・育成することで持続可能な地域農業の実現を目指す。また、農業用機械の更新については、計画的に実施し補助事業を活用するなど法人の基盤強化を図る。	
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組	
・果樹の防除について、機械の更新等を検討し共同利用を継続していく。 ・そばの刈取・調整・乾燥については、集落外の農業者に委託し作業の効率化やコストの削減を図る。	

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☒	①鳥獣被害防止対策	☐	②有機・減農薬・減肥料	☐	③スマート農業	☐	④輸出	☒	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☒	⑦保全・管理等	☐	⑧農業用施設	☐	⑨耕畜連携	☐	⑩その他

【選択した上記の取組内容】	
①多面的機能支払交付金事業と連携し、電気柵を設置し鳥獣害被害の防止に努める。	
⑤老木となった果樹の改植を進め、収量の確保を図る。また、管理できなくなった樹園地の樹木を管理する継承事業により新たな耕作者を確保し、最終的に耕作者が確保できなかった樹園地については、伐根するなどして土地利用型作物等の作付け転換を図る。	
⑦多面的機能支払交付金事業と連携し、適切な農地の維持管理を行う。	

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 16 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
認農	担い手①	水稻	0.2 ha	ha	水稻	0.2 ha	ha	凡例参照	
認農	担い手②	水稻	0.7 ha	ha	水稻	0.7 ha	ha	凡例参照	
認農	担い手③	穀類+豆類	0.4 ha	ha	穀類+豆類	0.4 ha	ha	凡例参照	
集	担い手④	水稻	11.7 ha	ha	水稻	11.7 ha	ha	凡例参照	
認農	担い手⑤	水稻+果樹	0.2 ha	ha	水稻+果樹	0.2 ha	ha	凡例参照	
認農	担い手⑥	水稻	3.2 ha	ha	水稻	3.2 ha	ha	凡例参照	
認農	担い手⑦	水稻+果樹	0.3 ha	ha	水稻+果樹	0.3 ha	ha	凡例参照	
認農	担い手⑧	水稻+果樹	0.5 ha	ha	水稻+果樹	0.5 ha	ha	凡例参照	
認農	担い手⑨	水稻+果樹	0.9 ha	ha	水稻+果樹	0.9 ha	ha	凡例参照	
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	9経営体		18.1 ha	0 ha		18.1 ha	0 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。